

# 【保管場所使用権原疎明書面（自認書）】の記載例

- 同じ駐車場の駐車枠1番から3番までを保管場所とする申請を3台同時に行う場合
  - 自宅の車庫を保管場所とする届出を2台同時に行うといった、場所の表示（○市×町△丁目□番◎号）が同一となる保管場所に複数の自動車を保管する申請・届出を同時に行う場合
- 以上の場合には、自認書は1通の提出で足够了。

## 保管場所使用権原疎明書面（自認書）

**証明申請**届出に係る保管場所である**土地・建物**は、私（当法人）の所有であることに間違いありません。

● ● 警察署長 殿

令和8年 1月 5日

〒(602-●●●●)

住所 京都市上京区●●町1-1

電話 075-●●●●-●●●●

氏名 警察 太郎

- 保管場所証明申請の場合 → 「証明申請」
  - 保管場所届出の場合 → 「届出」
- に○印を付けてください。

- 保管場所である土地が
- 自己所有の場合 → 「土地」
  - 土地・建物の両方が自己所有の場合 → 「土地」・「建物」の両方に○印をつけてください。

宛先（提出先）は、自動車の保管場所の位置を管轄する警察署です。

申請者又は届出者御自身の情報を記載してください。